

## 宇部市水道局安全衛生委員会規程

令和四年四月一日

### 水道事業管理規程第十九号

沿革 令和五 年四月 一日 管理規程第 六号 第一次改正

令和六 年三月二十七日 管理規程第 六号 第二次改正

## 第一章 総則

### (設置)

第一条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十九条の規定に基づき、水道局（以下「局」という。）に中央安全衛生委員会（以下「中央委員会」という。）を、局の各々の事業場に別表に定める職場安全衛生委員会（以下「職場委員会」という。）を置く。

## 第二章 中央安全衛生委員会

### (目的)

第二条 中央委員会は、局における事業場の安全管理及び職員の保健衛生について研究し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応え、又は意見を述べ、労働環境の改善向上に務めることを目的とする。

### (審議事項)

第三条 中央委員会は、第二条の目的を達成するため、次の事項を調査審議する。

- 一 事業場の災害防止及び職員の安全を図る方法に関すること。
- 二 職員の疾病予防及び健康増進を図る方法に関すること。
- 三 安全衛生に関する規定の作成に関すること。
- 四 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に関すること。
- 五 防火設備及び避難対策に関すること。
- 六 安全管理及び衛生管理の表彰に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関すること。

### (組織)

第四条 中央委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副局長及び局次長の職にある者
- 二 職場委員会を代表する者 二名
- 三 職員係長及び労働組合の推薦（委員長以外の委員の半数）により管理者が指名した者

## 四 産業医

## 五 衛生管理者

- 2 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じたときは、後任を選任する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第五条 中央委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長 一名
- 二 副委員長 若干名
- 三 委員は、中央委員会を代表し、会務を総理する。
- 四 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がこれを代理する。

(会議)

第六条 中央委員会は、年三回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- 一 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- 二 委員長が必要があると認めたととき、または委員の半数以上から請求があったとき。
- 三 中央委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 四 中央委員会は、審議のため必要があると認めたとときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 五 中央委員会は、事案の審議を終了したときは、その結果を書面により速やかに管理者に報告後、職員に情報を公開し、書面は三年間保存する。

(専門部会)

第七条 中央委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門部会を設けることができる。

### 第三章 職場委員会

(審議事項)

第八条 職場委員会は、第三条各号に掲げる事項のうち当該職場委員会が所管する課又は室に係るものを調査審議し、中央委員会に意見を述べることができる。

(組織及び役員)

第九条 職場委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 委員長 一名
- 二 副委員長 若干名
- 三 委員 若干名（委員長以外の委員の半数は労働組合の推薦により管理者が指名した者）
- 四 産業医
- 五 衛生管理者
- 六 委員長は、課長又は室長をもって充てる。なお、複数の課及び室を所管する職場委員会における委員長は、これを管理者が指名する。
- 七 副委員長は、委員長がこれを指名する。
- 八 委員は、当該職場委員会が所管する課又は室の職員の互選による。
- 九 第四条第二項及び第三項の規定は、職場委員会の委員についてこれを準用する。
- 十 第五条第三項の規定は、職場委員会の委員長についてこれを準用する。
- 十一 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(会議)

第十条 第六条の規定は、職場委員会について準用する。この場合において、第六条第一

項中「年三回」とあるのは「毎月一回」と、第六条第四項中「管理者」とあるのは「中央委員会」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(処置)

第十一条 管理者は中央委員会から報告を受けたときにおいて、職場委員会の委員長は職場委員会において事案が議決されたときにおいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第十二条 中央委員会の庶務は総務企画課職員係において、また、職場委員会の庶務は別表に定める事務局担当係においてそれぞれ処理する。

(委任規定)

第十三条 この規程に定めるもののほか、中央委員会又は職場委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。  
(宇部市上下水道局安全衛生委員会規程の廃止)
- 2 宇部市上下水道局安全衛生委員会規程(平成二十六年管理規程第十六号)は、廃止する。

附則(第一次改正)

(施行期日)

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

附則(第二次改正)

(施行期日)

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

別表(第十二条関係)

一部改正(令和五年四月一日)

一部改正(令和六年三月二十七日)

職場	
総務企画課・財務課・営業課職場	総務企画係
上下水道整備課職場	工事管理係
浄水課職場	浄水係
	事務局